

## 緊急事態宣言の延長に伴う 育児休業からの復職期限の延期

新型コロナウイルスに対応する緊急事態宣言が延長されたことに伴い、育児休業からの復職期限についても再度延期することといたしました。

### 1 復職期限の延期

育児休業から復帰し、4月1日から保育所等の利用決定がされている場合、現在は復職期限を6月1日までに延期しておりますが、緊急事態宣言の延長に伴い、**復職期限を7月1日（水）に再延長いたします。**

### 2 施設を利用しない場合の退所猶予

復職期限までの間は、月に1日も登園しなくても退所としません。

### 3 手続き

育児休業期間を延長される場合等のご相談は、各区役所子育て支援課にご連絡ください。

### 4 その他

5月11日、5月21日、6月1日から保育所等の利用を開始される場合も、復職期限を7月1日までとします。

緊急事態宣言が5月31日より前に終了した場合も、この取扱いは変更しません。

## 求職要件における教育・保育給付認定期間の延長

緊急事態宣言が延長されたことに伴い、保育の必要性が「求職活動」である保護者の教育・保育給付認定期間について、事実上求職活動ができない期間を考慮し、以下のとおり一律に認定期間を延長いたします。

今回の取扱いについて、保護者の方は申請を行う必要はありません。

期間を延長した支給認定証は近日中にお届けいたします。

緊急事態宣言が5月31日より前に終了した場合も、この取扱いは変更しません。

○ 5月末までの認定期間を持つ保護者は7月末まで

○ 6月末または7月末までの認定期間を持つ保護者は8月末まで

お問い合わせ先  
電話番号

各区子育て支援課

東 区 092-645-1068

城南区 092-833-4103

博多区 092-419-1080

早良区 092-833-4354

中央区 092-718-1101

西 区 092-895-7065

南 区 092-559-5123

福岡市こども未来局子育て支援部運営支援課

092-711-4245